

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 7月号 (No.188)

2019年7月31日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇役員リレーエッセイ

小学生となった卒園児との「大冒険」の日々

阿部 啓一（山形・はらっぱ保育園）

「はらっぱ」を卒園して小学4年生になった子どもたちで希望者をつのって、『小学4年生講座』を毎年開催しています。

私が以前勤務した「たつのご保育園」時代から開催しているので、今年で約20年となります。子どもたちにとって、節目となる10歳。小学生時代の真ん中を生きる子どもたちとのくらしは新鮮で、保育園時代のくらしのあり方も考えさせられます。

この『4年生講座』は、

4月：山形・霞ヶ城大手門からとなりの上山温泉駅までの旧街道を歩く旅

5月：山形・高瀬駅から山寺駅まで旧街道を歩いて映画「思い出ぽろぽろ」の世界を歩く旅

6月：山形市を貫流する馬見ヶ崎川のすべての橋をめぐる旅

と続きます。そのいずれの旅でも、出あう方々と話しをしながら、メモをつくり、次回までに作文を書くことも課題です。

途中で出会った高校生が「こんな旅、まだやっての。私も歩いたわ」、小学6年生の卒園児が「がんばれ、俺も自転車で追い

かける」などの声がかかり、地元の農家の方からサクランボの差し入れがあったり。

こうして迎える7月の連休、「仙台までの歩く旅」の本番です。2泊3日、野宿しながら仙台をめざします。

シュラフもあるので結構重い荷物を背負って、未明の3時に出発。旧街道をできるだけ通り、毎日、沿道の温泉にも入り、それは優雅です。でも、歩く距離は半端ではないので、涙も。地域の方は「また、今年も来たのか」と声をかけてくれ、キュウリの差し入れ、温泉の料金カットなど楽しいこともあります。

大都会・仙台を堪能して、山形へ。夏休みはその「旅行記」に挑戦です。原稿用紙100枚の子もこれまで二人。感動の記録です。

今年は、『小学5年生講座』もあり、5月の連休に、山形から酒田まで1泊2日のサイクリングの旅。「酒田でミイラを見る」を合言葉に、山形の母なる川・最上川を体感しました。

保育をめぐる情勢

●「無償化」にむけて、自治体での準備動き出す

2019年5月30日に開催された、「無償化」説明会を受けて、自治体でも準備に動き出しています。まず、自分の自治体がどのように「無償化」にとりくもうとしているのか、確認しましょう。

◆食材費の実費徴収～市町村の課題に

国は、各施設が副食材費を実費徴収すると決めました。これに対し、独自の対応策を検討している自治体も出てきました。

兵庫県加西市では、保育所・認定こども園等で3～5歳児の副食費を実費徴収化せず無料にします。明石市でも保育所・認定こども園の3～5歳児の副食費について、「明石市独自の補助を行い、無償化する」方針が示されています。

県レベルでは、秋田県が市町村を実施主体とする、県の副食費助成事業を創設します。

もともと主食費を補助していた東京都では、23区を中心、新たに副食材費も補助する自治体があるようですが、詳細はまだ把握できていません（情報ありましたら事務局まで）。

こうした先進的な事例を自治体や議員にも紹介し、各自治体での独自施策の検討を求めることが必要です。

◆認可外～子どもを守りつつ認可外支援を

今回の「無償化」では認可外施設も対象となっています。問題なのは、指導監督基準を満たさない施設も5年間は対象とする、とされたことです。子どもに良質な保育を保障するためには、指導監督基準さえ満たさないような施設については、対象外とするように、自治体が条例で定めることが必要です。現在、吹田市や福島市、和光市、朝霞市、東京都杉並区などが条例化を予定しているようです。江戸川区は条例化しました（右表参照）。

江戸川区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第三十条の十一第一項に規定する施設等利用費を支給するに当たり、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第四条第二項の規定により、江戸川区における特定子ども・子育て支援施設等（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の基準について定めるものとする。

（基準）

第二条 改正法附則第四条第二項に規定する条例で定める基準は、江戸川区規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設については、改正法附則第四条第一項の規定による。

一 東京都認証保育所事業実施要綱（平成十三年五月七日付け十二福子推第千百五十七号）に規定する基準を満たし、東京都の認証を受けた保育所

二 江戸川区保育ママ制度運営要綱（昭和四十八年四月一日施行）に基づく保育ママ制度による乳児の保育を実施する施設

付則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

（説明）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の改正を踏まえ、幼児教育及び保育の無償化の実施に当たり、認可外保育施設については、一定の保育の質を求め、保育の質の向上を促すため、五年間の経過措置期間に限り、子育てのための施設等利用給付の対象とする施設等の基準を条例で定める必要があるため、本案を提出いたします。

地域の動き

●自治体に向けて要請書提出／ 神奈川県鎌倉市

鎌倉市にある経営懇加盟園 5 園では、鎌倉市に向けて要請書を作成し、担当課との交渉を行います。また、議会にむけても同様の要請を行う予定です（要請書全文は同封資料参照）。

◆主要要望内容

1. 指導監査基準を下回る認可外保育施設・事業を無償化の対象外としてください。

①指導監査基準を下回る認可外保育施設・事業を、無償化の対象外とする市の条例を制定してください。

②認可外の状況を市が適切に把握してください。

③就学前の子どもの保護者（母親）が、夜間や認可外保育施設（ベビーホテル、ベビーシッターを含む）に預けて労働することは、特別な仕事以外は無くなるようにしていくことが必要ではないでしょうか。

④保育所入所にあたり、ケースワーカーが単に書類上の点数のみで認可保育所に入所させるだけでなく、点数だけでは読み取れない保護者の抱える困難をしっかりと掴んで入所事務を行って下さい。

⑤経済的な理由で小さな乳幼児を抱える母親などは、生活保護など福祉の対象として支援してください。

⑥ 待機児童の問題は、認可保育所の整備・増設で解決してください。

⑦鎌倉市は、保育課の職員・ケースワーカー等の福祉職としての必要な教育（社会福祉主事資格の取得）を実施して、福祉職としての仕事ができる様にしてください。

2. 無償化に基づいて、浮いた財源を活用して鎌倉市が給食費の無償化を実施して下さい。

3、委託費は、従来通り保育の実施に必要な経費を支払ってください。

◆24 条 1 項にもとづく委託関係を基礎に

この要請書の 3 点目の項目で、従来どおり保育の実施に必要な経費を支払うことを、鎌倉市に求めています。

保育所は、児童福祉法 24 条 1 項に基づき、市町村の委託を受けて保育を行っています。鎌倉市では、市と保育所とが委託契約を締結し、契約書・仕様書を取りかわしており、その中で給食の実施も義務付けられています。契約内容を変更することなく、委託費から副食料費を減額するようなことがあれば、契約違反ではないか、と主張しています。

契約書がなくても、保育所が委託関係にあることは事実です。「無償化」の実施を控えて、それぞれの自治体に、一方的な委託内容の変更はしないでほしい、と保育所がまとめて要請するような取り組みが必要です。

●浜松市・静岡市～有志で副食費の要望書提出の動き

浜松市では、会員外 5 園と賛同できる 8 園の、計 13 園が市の担当課に要望書を提出し、申し入れをしました。今後、静岡市でも同様のとりくみを準備中です。

◆主要要望内容

1. 副食費の実費徴収は公立保育所同様、市で行ってください。徴収額は公立保育所と同額で考えています。

2. これまで同様、実費徴収分を委託費と併せて各施設に振り込んでください。

◆公民で取り扱いに違い

浜松市の場合、公立保育所は徴収する際の手数料を保護者が負担することはありませんが、民間の場合は施設か保護者が負担することになり、同じ市でも格差が生じています。

第22回総会

●2019年度役員

6月23～24日、経営懇総会を行いました。今年度の役員体制は以下の通りです。

菅原 信子 (北海道)	阿部 啓一 (山形)
大橋 巳津子 (宮城)	牧 裕子 (埼玉)
☆佐藤 滋美 (埼玉)	首藤 京子 (栃木)
下出 ふじ子 (群馬)	飯田 由美 (東京)
川端 隆 (東京)	安川信一郎 (東京)
足立 堅太郎 (神奈川)	小林 忍 (神奈川)
谷津 智恵美 (静岡)	小西 文代 (愛知)
柴田 清美 (愛知)	細見 玲美 (京都)
北田 喜美代 (京都)	岡 千加雄 (大阪)
藤木 克己 (大阪)	乾 みや子 (大阪)
松川 修 (兵庫)	森山 幸朗 (島根)
石川 幸枝 (広島)	☆中岡 亘 (福岡)
原田 秀一 (福岡)	

☆：新役員

●発言より一部紹介(要旨)

○東京・布川順子さん(世田谷区の活動)

東京都世田谷区には、民間保育園が126園ある。「無償化」問題でも、園長会の中で積極的に発言してきた。副食料費の実費徴収化についても要望し、免除する対象を年収760万円未満相当世帯まで広げさせたが、区に徴収させることは難しく、園での徴収になりそうだ。引き続き区と懇談する。

保育の質がどうなるかも大きな課題。区も質の確保に力を入れようとしているので、行政と共に保育を守っていきたい。

○東京・川端隆さん(経営者アピールのとりくみ)

現場は目の前のことで精一杯で孤立している。その中で、2・3月にとりくんだ経営者アピールに、園長たちが思いを寄せてくれた。自

分の園の地域でも、2園が協力してくれたので、直接お礼を伝えた。すると「どうなっているのか？日々は余裕がない…」と会話できた。話ができる仲間がほしいのではないかな。学び、対話を広げることが求められている。

○熊本・建川美徳さん(施設間の格差問題)

過疎に悩み認定こども園になった園が、「職員を辞めさせずに済んだ」と言っていた。ところが過疎地以外、熊本市でも、認定こども園に移行する園があり、園長会での要求項目が一致しなくなってきている。

子どもに差別するな、という観点から、何ができるか？裁判などできないか。保育士不足も深刻で、九州は全体的に大変になっている。

○埼玉・村山祐一さん(子どもの格差是正を！)

1号と2号の公定格差の差が激しい。誰が見てもおかしいと思うレベルで、これは子どもへの差別ともいえる。子どもの保育にこんな格差があることが当たり前でいいのか？ 保育3団体を、地域から動かすしかない。新システム反対の運動では、3団体関係の人とも関係をつくり、みんなで動いて児童福祉法24条1項を復活させた。24条1項を支えに、この格差を取りあげ、問題にしていくような運動を、今こそ起こすことが必要ではないか。世論に訴え、味方につけていくことが求められている。

○大阪・杉山隆一さん(公的保育崩壊ストップ)

国は、公的保育制度を崩す方向で動いていると言える。公的保育制度拡充にむけて、保護者・職員を巻き込んで大きな運動を創ることが必要。地域の保育関係者にも働きかけ、3団体にも積極的に参加し、共同を広げよう。

社会保険労務士 まつださんのお役立ち情報 Vol.12

職員が急に来なくなった・・・

なかなか梅雨が明けずに今年は長いなあと思っていましたが、実は、関東の平均的な梅雨明けは、だいたい7月18日頃だそうです。もうそろそろカラッと晴れた日が待ち遠しいですね。

最近、業種を問わず、「社員（職員）が急に来なくなったんだけど、どうしたらいい？」というお客様からの相談が結構ありました。不謹慎ですが、なにかのキャンペーンか？と思えるほどに・・・重なる時は重なるものです。

基本的には、無断欠勤している社員へ以下の対応をお願いしています。

(1) 電話やメール、訪問等による出勤の督促（記録を残す）

ご家族がいる場合には、ご家族等にも連絡し、このまま連絡がなければ「退職」扱いになることもお知らせしたほうがいいでしょう。

(2) 文書での通知

（欠勤が続いているけれども、〇月〇日までに連絡が欲しいという通知、連絡ない場合は「就業規則の第△条によって〇月×日付で退職手続きを取る」旨を知らせる通知等）を出してもらいました。

複数回の出勤督促の連絡、文書での段階を踏んだ通知の送付、ご家族等への通知という具合に、順番に丁寧に対応していきましょう。

ご相談いただいたお客様にも、上記の対応をしていただきましたが、全く連絡が取れませんでした。

担当者から、「会社の就業規則に、無断欠勤が14日以上におよび出勤の督促に応じない場合は、懲戒解雇する。と定められているので、解雇しますね」と連絡がありました。

「ちょっと待って下さい。解雇通知は本人に到達しないと効力が生じないので、連絡が取れない場合解雇が成立しない可能性や解雇手続きをしていないので、退職手続き後に解雇不当と主張してくる可能性も考えられますよ。」「通知文の内容を思い出してください。退職の条文の定めによって退職手続きを取ります。という内容でしたよね。ですので、自然退職での対応になります。」

実は、この会社の就業規則を改定する時、退職の条文の中に、「無断欠勤が14日以上続いたとき」とし、無断欠勤を退職の意思表示とみなすように定めておきました。

今回のケースは、退職の条文に則って、自然退職として退職手続きをすすめたという訳です。これで一件落着かとホッとしたのもつかの間、担当者の方から電話がありました。

会社で雇用保険の手続きをしていたのですが、役所の窓口の方が、「就業規則違反の解雇でしか受理しない」と言われ、受理してもらえないというものでした。電話を代わってもらい、役所の方に「自然退職」になる理由を説明して、最終的には、納得してもらえたため、「自己都合」で離職票を発行してもらうことができました。

保育園では、あまりこのような事は起きないかと思いますが、起こってからでは慌ててしまいます。見直しの際には、「自然退職」とするよう規定を定めておかれてはいかがでしょうか。

職員会議のくふう

第19回

愛知・（福）一宮乳児福祉会
かもめ三ツ井保育園

<はじめに>

かもめ三ツ井保育園は、待機児が増大してきた2012年4月に、かもめ保育園の分園として開園。翌年2013年4月かもめ三ツ井保育園として再スタートして6年が経ちました。

この保育室当初は、株式会社ココ壺番屋社員の事業所内保育室でした。しかし、従業員の子どもたちはあつという間に成長し巣立って行き、保育室は閑古鳥。世間は、待機児が多くて預ける保育園が無いと探す父母の声が上がってきている頃でした。一宮市役所より「空き施設があり活用してもらいたい」と紹介されたのがこの施設。わたしたちの保育に合わせてリフォームし、この地域に根づいていこうと立ち上げてきました。

<園の概要>

【定員】30名（0～2歳児各10名ずつ）
0歳児10名、1歳児9名、2歳児15名
（2019年7月現在、34名）

【職員】園長1名、主任1名、
保育士17名、（正規6、非正規11）
栄養士1名、調理員1名、用務2名

【子ども像】

- ①元気なこども
- ②意欲のあるこども
- ③感性豊かなこども
- ④友達と共感するこども

【保育目標】

- ①子ども一人ひとりを大切にする保育を追求する。

②保育の一環としての安心安全な自園給食を実施する。

③子どもの主体性を大切に環境設定を探る。

④自己肯定感を育む保育を行う。

⑤人との関わりつながり大切に保育を行う。

<職員会の現状>

職員会は、毎週第1水曜日17:00から19:00の2時間。主に正規職員が前半の1時間話し合いを行います。その後の後半の1時間で、クラスを持っている臨時職員も合流して討議を深めたい内容や研修の報告、園として取り組んでいる内容の確認を行っています。各クラスの子どもの状況交流、クラスの取り組み報告、父母からの意見や連絡、保育情勢諸課題連絡、委員会での取り組みの連絡、行事の内容流れの確認、行事の反省等をおこなっています。

時間の短縮の方法は、会議前に「各クラスの状況」と「安全衛生委員会報告」の記入した文書を全員に配布しています。その文書に必ず目を通してから参加することにしています。全体で話し合うときには、記入してあることへの質問、やり方の確認、ミニ研修（研修報告）などをおこなっています。時短の非常勤職員は、会議報告帳を見ることとしています。

月案検討委員会：月に1回、午後1:15～2:45
クラスの代表が1名参加。

各クラスのパート会：月に1回。（1時間程度）

各クラスの取り組みの確認、問題点の確認。

チーフ会：午後1:15～2:45月に1回。

各クラスの代表参加。行事に向けての日程確認や取り組みの方向性や内容の確認、各クラスの状況確認、父母の状況確認内容の確認などを行っています。

＜職員会の園内研修内容＞
（２０１８年度の内容から）

	職員会の研修内容、
4月	AEDの取り扱い学習
5月	保育指針の学習会
6月	自己評価について（グループ討議） ☆ 保育のビデオ研さん（講師）
7月	アレルギーの対応について ☆ 保育のビデオ研さん（講師）
8月	事故対応について
9月	保育指針について 前半保育のまとめ（第3土曜日午後）
1月	保健の研修、対応の方法 ☆ 保育のビデオ研さん（講師）
2月	後半保育のまとめ（第3土曜日午後）
3月	自己評価について（グループ討議）
その他	法人内合同研修（年2回）

＜最近のテーマ＞

わが法人は、1964年（昭和39年）共同保育所から認可、1975年（昭和50年）一宮乳児福祉会かもめ保育園としてスタートしました。乳児の保育はそのころから培ってきた発達を踏まえた保育内容があり、かもめ三ツ井保育園はその伝統を引き継ぎながら取り組みを進めてきています。

そんな中で、今職員の関心事は、「流れる日課の保育」をどう進めていくかです。集団生活の中で一人ひとりを大切にする保育を行ってきたい。乳児の集団保育一斉保育は見直しが必要と感じて、それはどこをどう変えていくと実現するのだろうか。この保育に3年前に出会って、どう進めていくのかを話し合ってきました。

まずは、県内で実施している保育園に3～4人ずつで午前中の半日見学を行い、数か月かけて大半の職員がイメージを掴み、その後保育環境の変更工夫を実施してきました。

また、半年に一回行う土曜の午後の研修時間に講師の先生に来てもらい全体での意義を学ぶ研

修を実施。乳児期に身に着けてほしいこと（手洗い、排せつ、着替え）は、丁寧に1対1で対応し担当がどのように動くか。保育室、園庭、排せつの流れはどうするのか、どう動くのか。具体的にシュミレーションしながら、話し合いは日々持つようにしてきました。子どもにとって見通しが持ちやすい動線はどうか。また、子どもへの働きかけの言葉かけは適切だろうか。

この新しい保育の取り組みに対しては、職員全体が意欲的に「子どもにとっての環境設定は」、「動線は」、「配置は」、「玩具は」、と手作りの環境設定の工夫の交流なども活発に行っています。手作りの玩具は、クラス担任が作ることが主ではありますが、得意なフリーの保育士に助言や援助して手伝ってもらうなど、保育士の負担軽減に配慮することもしています。

職員会が延長した場合は、超勤をつけることも実施しています。新天地で保育を進めることは、父母との信頼関係確立に時間を要するが、小さい保育園であるから密にできる点もある、しかし、居心地よくお互いが協力し支えあう心遣いや言葉の掛け合いは重要です。職員同士、納得して進める保育にしていこうと日々取り組んでいます。

文責：柴田清美（かもめ三ツ井保育園園長）

2019年度国会請願署名スタートします



*署名用紙は全国保育団体連絡会 ☎03-6265-3171

お知らせ・今後の予定

●第 21 回夏季セミナー

と き 2019 年 9 月 1～2 日(日・月)

ところ 新横浜国際ホテル

新横浜駅(新幹線・JR・地下鉄)下車。徒歩 3 分

*1 日目・<フォーラム>

「保育制度」をめぐる動きと私たちの願い実現への課題～公的保育・無償化・規制緩和～

報告 1 中山徹(奈良女子大学/都市計画学・自治体政策学)

報告 2 逆井直紀(保育研究所・全国保育団体連絡会)

報告 3 岩狹匡志(保育の重大事故をなくすネットワーク・大阪保育運動連絡会)

*2 日目・<活動交流>

「無償化」をめぐる～各地の動きと今後の課題

<記念講演>

報道の現場から～平和・いのち・人権を考える

TBS キャスター・金平茂紀

申込み締切: 8 月 15 日(最終 8 月 22 日)

* 同封資料～ご確認ください *

①夏季セミナーご案内

すでに申し込みを済ませた方は、周りの園の方にもご紹介ください。

②鎌倉市要望書

鎌倉市の会員園では「無償化」に向けて、担当課と交渉するため、要望書を提出しました。各地域のとりくみの参考にしてください。

③第 34 回全国保育所給食セミナー

第 34 回給食セミナーは、11 月 16～17 日に三重県伊勢市で開催します。

申込みは、案内書の振替用紙にご記入の上、お振込みください。

保育川柳 2019 私の一句⑥

これからだ

それではおそい!!

いまからだ

(東京・主任・30 代)

今の社会の問題に、これから生まれてくる子どもたちが直面する。今私たちにできることって何だろう・・・

*2019 年 1 月経営研究セミナー参加者の一句。

【経営懇・活動日誌】7 月

○2019 年 7 月 6 日/全保連常任幹事会。副会長の川端・安川が出席。国会請願署名など、今後の運動について論議する。

○7 月 21 日/参議院選挙投票日。

三役会議(石川、森山、原田、小西、阿部、川端、安川)開催。

○7 月 22 日/総会後初めての役員会。学習として、田村和之さん(広島大学名誉教授)の話を聞く。国会請願署名について修正意見を出す。

○7 月 31 日/経営懇ニュース 7 月号発行

2019 年度会費を
まだお支払いでない園は
至急お振込みください
(請求は 7 月初めに郵送)